

沖縄県における漁場改善計画の認定基準

令和8年3月10日 制定

持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）第4条第3項の規定による漁場改善計画（以下「計画」という。）の認定にあたっては、「持続的養殖生産確保法の運用について」（平成11年6月2日付け11水推第1133号）の「第2の2 認定の基準」の定めによるものとする。なお、適正養殖可能数量の設定方法については、以下のとおりとする。

1 魚類養殖

次のアからオのいずれかの基準に基づき設定されていることとする。ただし、以下に関わらず、伝染性疾病の発生や歩留まり低下が生じ、養殖密度の低減により改善が見込まれる場合は適正養殖可能数量を減らすものとする。また、毎年の養殖漁場の環境調査等により、計画の対象となる漁場の溶存酸素量が4.0mg/l以上、又は6月～11月に測定した底質の硫化物量（以下「AVS」という。）が0.2mg/g（乾泥）以下であることが望ましい。AVSが2年連続して0.25mg/g（乾泥）を上回る場合は、適正養殖可能数量を見直すものとする。

ア 令和7年3月30日以前に適正養殖可能数量設定要領（平成23年3月29日付け22水推第1142号）に基づき数量を設定している場合は、当該数量を適正養殖可能数量とすることができる。

イ 計画対象漁場において5年以上養殖している場合は、計画申請の直近“5年間ににおける対象水域内の導入種苗の尾数のうち、最大値及び最小値を除いた中庸3年間の平均値”（以下「5中3平均」という。）を適正養殖可能数量とすることができる。

ウ 計画対象漁場において養殖開始から5年を経過していない場合は、既に適正養殖可能数量を定めている近隣の漁場の面積当たりの数量に新たに適正養殖可能数量を定めようとする漁場の面積を乗じた数量を適正養殖可能数量とする。

エ AVSを計画対象漁場、且つ同海域の別区域（対象区：養殖場から離れた観測地点）で測定している場合は、原則、直近5年間のAVS測定値と各年の種苗導入尾数から、別添「許容可能数量計算シート」を用いて求めた許容可能数量を上限とした数量を適正養殖可能数量として設定することができる。

直近5年のAVS測定値がない場合は、直近1年以上から4年までの平均AVS測定値と種苗導入尾数実績を使用すること。

オ その他、漁場環境に与える影響が考慮されており、科学的根拠に基づく適正な数量であると認められる場合は、その数量を適正養殖可能数量とすることができる。

2 クルマエビ養殖

次のアからエのいずれかの基準に基づき設定されていることとする。ただし、以下にかかわらず、伝染性疾病の発生や歩留まり低下が生じ、養殖密度の低減により改善が見込まれる場合は、適正養殖可能数量を減らすものとする。

ア 令和7年3月30日以前に適正養殖可能数量設定要領（平成23年3月29日付け22水推第1142号）に基づき数量を設定している場合は、当該数量を適正養殖可能数量とすることができる。

イ 計画対象漁場において5年以上養殖している場合は、計画申請の直近における対象水域内の導入種苗の尾数の5中3平均を適正養殖可能数量とすることができる。

ウ 計画対象漁場において養殖開始から5年を経過していない場合は、既に適正養殖可能数量を定めている近隣の漁場の面積当たりの数量に新たに適正養殖可能数量を定めようとする漁場の面積を乗じた数量を適正養殖可能数量とする。

エ その他、漁場環境に与える影響が考慮されており、科学的根拠に基づく適正な数量であると認められる場合は、その数量を適正養殖可能数量とすることができる。

3 藻類養殖

次のアからウのいずれかの基準に基づき設定されていることとする。ただし、以下にかかわらず、疾病の発生や雑藻の繁茂、その他単収の減少が生じ、養殖密度の低減により改善が見込まれる場合は、直近の養殖密度以下となるよう適正養殖可能数量を減らすものとする。

ア 計画対象漁場において5年以上養殖している場合は、計画申請の直近における対象水域内の養殖施設数（柵数等）の5中3平均を適正養殖可能数量とすることができる。

イ 計画対象漁場において5年以上養殖している場合で、且つ計画申請の直近5年

間において、単収が増加又は維持している場合に限り、直近における対象水域内の養殖施設数（柵数等）の5中3平均の2割増を上限に適正養殖可能数量とすることができる。ただし、養殖施設数（柵数等）が適正養殖可能数量の範囲内であっても、3年連続で単収の減少や生産不調が続いた場合は、適正養殖可能数量をアの数量まで減らすものとする。

ウ 計画対象漁場において養殖開始から5年を経過していない場合は、既に適正養殖可能数量を定めている近隣の漁場の面積当たりの数量に新たに適正養殖可能数量を定めようとする漁場の面積を乗じた数量を適正養殖可能数量とする。